





消火器あっせんのご案内

住宅火災は、出火直後であれば、家庭用消火器で消し止めることができます場合があります。いざという時のために、ご家庭に消火器を用意しましょう。練馬区では区民のみなさんが安心して購入できるよう、あっせんを行っています。

消火器の購入

申込記号	A	B	C	D
商品写真 ※写真は一例です。他メーカーの同等品を納品する場合があります。	 約37cm 約2.4kg	 約46cm 約4.4kg	 約39cm 約2.0kg	 約51cm 約5.1kg
商品名 (すべて蓄圧式)	中性強化液消火器 薬剤 1ℓ入り	中性強化液消火器 薬剤 2ℓ入り	粉末消火器 薬剤 1.2kg入り	粉末消火器 薬剤 3kg入り
メーカー標準価格(税込)	約15,950円	約22,000円	約14,850円	約25,300円
あっせん価格(税込)	9,570円	11,600円	7,800円	9,680円
薬剤の詰め替え	×	○	○	○
主に適した用途	建物火災	建物火災	油・電気ショート火災	油・電気ショート火災
設計標準使用期限	5年	10年	10年	10年

消火器の詰め替え

申込記号	商品	薬剤容量	あっせん価格(税込)
E	中性強化液消火器	2ℓ	6,985円
	中性強化液消火器	3ℓ	7,480円
	強化液消火器	3ℓ	7,150円
	粉末消火器	1.2kg	4,840円
	粉末消火器	2kg	5,720円
	粉末消火器	3kg	6,820円

※あっせん業者によっては、取り扱いをしていない場合もあります。

消火器の処分

申込記号	項目	料金(税込)
F	リサイクルシールなし	1本 2,200円 (シール代含む)
	リサイクルシールあり	1本 1,650円

※薬剤を詰め替えても、本体の設計標準使用期限は変わりません。期限を経過した消火器に対して耐圧性能試験が義務づけられていますので、本体の交換をお勧めします。

購入方法

裏面のあっせん業者一覧から、業者を選び、いずれかの方法で申し込んでください。(住宅用火災警報器と同様)

電話	①氏名 ②住所(出張取引先が異なる場合は、その住所も伝えてください) ③連絡先 ④申込記号 ⑤商品名 ⑥数量 ⑦単価 を電話で伝えてください。
官製はがき	電話と同じ内容を記入して郵送してください。
ファックス	電話と同じ内容を記入して送信してください。

【ご注意】

消火器は、自由価格の商品です。このあっせんよりも低価格の販売店もありますのでご了承ください。あっせん価格は市場動向や税制改正などにより変更することがあります。ここに記載したものは令和5年9月時点の価格です。今後の販売価格をお約束するものではありません。

住宅用火災警報器のご案内

■10年経ったら取り替える。

東京都では平成16年10月1日から新築住宅での取り付けが義務づけられ、平成22年4月1日から全ての住宅に設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。

取り替えの目安は10年です。

10年経ったら取り替えるようにしましょう。

■まずは、動作確認し、音を聞いてみましょう。

正常な場合

警報音はメーカーや製品により異なります。

正常でない場合

音が鳴らない場合は、電池がしっかりセットされているか、確認する。

それでも鳴らない場合は「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

■設置時期を調べるには？

火災報知器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

■購入する場所

電気器具販売店、防災設備店、ホームセンター、家電量販店などで販売しています。

また、下記のあっせん業者でも購入できます。

【あっせん業者一覧】

名称	所在地	電話	ファックス
岡防災工業(株)	〒176-0024 練馬区中村3-5-20	03-3990-2141	03-3990-2784
(有)消防技術サービス	〒176-0002 練馬区桜台5-20-4	03-3991-3679	03-3991-3633
須藤電機工業(株)	〒176-0024 練馬区中村2-30-8	03-3990-3930	03-3990-3919
練馬防災設備業協同組合 (組合員各社)	〒177-0044 練馬区上石神井4-2-5-107	03-3920-3675	03-5991-1581
	(株)アンゼン (株)村田防災 (有)カネヨ防災 東栄(株) ワカムラ防災		

■火災警報器の給付事業について

火災警報器は次の①～③すべてに該当する方で、防火の配慮が必要な方（調査票により判定）に給付します。

①65歳以上の方、②介護保険の要介護認定が3～5（認知症と診断された方は1、2）の方、③ひとり暮らしの方
詳しくは練馬区高齢者支援課高齢給付係（電話 5984-2774）までお問い合わせください。

■お問い合わせ

練馬区危機管理課 電話 5984-1686